

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。 （上記目標を構成するテーマ） 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
----------------	---

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。 「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。 日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構（JICA）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（JBIC）の出融資等といったツールを活用して推進しています。また、国際的な連携が必要な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

	国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。 W T O（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	---

テーマ 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標（定性的な指標）	【主要】 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	
	目 標	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7においては、令和5年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、G 7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG 7としての共通理解をとりまとめました。 令和6年1月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G 20】 G 20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M F や国際開発金融機関（M D B s）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたI M F の特別引出権（S D R）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40%をまで引き上げることで、世界全体で1,000億ドルの目
		達成度

標達成に大いに貢献する等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和6年4月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和5年11月に米国・サンフランシスコにて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢や、経済の供給力・生産性の向上、持続可能な社会を実現するためのファイナンス等についての意見交換に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、地球規模の課題への対応強化のための取組・議論にも積極的に参画しました。また、ロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、MDBsを通じた支援を行いました。

- ・ 中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（IDB）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：IDB Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：IDB Lab）の資金補充が、令和6年3月の年次総会において合意されました。我が国は、IDB Investにおける域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、IDB Labにおける一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。

- ・ また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（ＩＤＡ）においては、今後行われる第 21 次増資（ＩＤＡ21）に向け、また、アジア開発銀行（ＡＤＢ）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ＡＤＦ）においては、第 13 次財源補充（ＡＤＦ14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。
- ・ また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化（MDB改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（CAFレビュー）が進められています。我が国は、令和 5 年 10 月の世界銀行・IMF 合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各MDBやG7・G20 等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

【ウクライナ支援】

- ・ ウクライナ支援では、令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に国債を拠出し、世界銀行融資への信用補完を通じた財政支援が可能となりました。そして、令和 5 年度においては、世界銀行の基金に50億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和 6 年 3 月までに世界銀行による50億ドルの融資が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。
- ・ これに加え、4.7 億ドルを世界銀行のPEACE信託基金に拠出し、政府機能維持や公共サービス提供のための財政支援を実施しました。
- ・ 復旧・復興に向けた民間セクター支援のため、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金及びウクライナ・ウインドウを新設した国際金融公社（IFC）の包括的日本信託基金にそれぞれ拠出を行いました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、欧州復興開発銀行（EBRD）のウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第 2 位の出資国として、参画しています。
- ・ また、周辺国支援の一環として、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対しては、世界銀行に供与した円借款約 1,700 万ドルを活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、同国から世界銀行融資への金利支払い負担を軽減する支援を実施しました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

【主要】総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
目 標	令和5年は日ASEAN友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、アジア地域の経済の持続的発展や金融システムの安定を図る上で重要なためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。 【ASEAN＋3】 令和5年のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、インドネシアと共に共同議長国を務め、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。 - CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、その強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に係る議論を主導し、12月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、その創設に合意しました。その他、地域金融セーフティーネットの資金構造の議論についてのロードマップを策定すると共に、CMIMの金利マージン構造の見直しを完了しました。 - AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN＋3財務トラックにおける事務局の支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論も推進しました。 - また、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、これまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援といった具体的な取組を進めました。 - 更に、災害リスクファイナンス（DRF）については、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）に関して公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財務強	□

		靱性の強化に向けたDRFに係る議論を主導し、令和5年5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブ（用語集参照）の定例議題への格上げ、同イニシアティブのアクションプランの承認に導きました。 【二国間財務・金融協力】 - ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 - また、韓国との間では、令和5年6月には7年ぶりの日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。 上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
【主要】総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進			
	目 標	ODAやOOF等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含め、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。 （目標の設定の根拠） ODAやOOF等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。 【JICAを通じた支援】 JICAを通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました（参考指標5参照）。	□

- ・ 令和5年度において、計8件、約6,541億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

【JBICを通じた支援】

JBICについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標6参照）。

- ・ 具体的には、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和6年3月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。
- ・ また、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。

【質の高いインフラ投資】

質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。

- ・ 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました。
- ・ また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンターとの連携を深めてきました。
- ・ G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。令和4年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された「質の高いインフラ投資指標集」について、令和5年のインド議長下では、具体的なプロジェクト事例を使って、指標集の適用可能性を確認しました。

上記実績のとおり、JICAやJBICについては、機能の改善や強化等も活用して、ODA等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組

	での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資を促進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
【主要】総5-1-B-4：国際金融システムの濫用防止【新】		
目 標	資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】 テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、ハマス関係者その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。 これに加え、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和5年度も引き続き、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体（銀行を含む。）やロシア・ベラルーシ以外の第三国の団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、G7議長国として原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、日本としても実施しました。 【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】 FATFの枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。 - FATFにおける次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、FATF型地域体、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）の活動を支援しました。 - 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用し、FATF勧告対応法（令和4年12月成立）の施行や、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」の作成（令和6年3月）など、関係省庁	□

		連携による各種対策の強化に取り組みました。 【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】 外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計104件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評 定 の 理 由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7 やG 20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、A S E A N + 3 や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対しては、G 7 やM D B s 等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評価を「a 相当程度進展あり」としました。		

総 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：最近の世界経済の動向

	2023					2024					2025				
	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差
日本	2.0	1.9	1.9	▲ 0.1	0.0	1.0	0.9	0.9	▲ 0.1	0.0	0.6	0.8	1.0	0.4	0.2
米国	2.1	2.5	2.5	0.4	0.0	1.5	2.1	2.7	1.2	0.6	1.8	1.7	1.9	0.1	0.2
ユーロ圏	0.7	0.5	0.4	▲ 0.3	▲ 0.1	1.2	0.9	0.8	▲ 0.4	▲ 0.1	1.8	1.7	1.5	▲ 0.3	▲ 0.2
ドイツ	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	0.2	0.0	0.9	0.5	0.2	▲ 0.7	▲ 0.3	2.0	1.6	1.3	▲ 0.7	▲ 0.3
フランス	1.0	0.8	0.9	▲ 0.1	0.1	1.3	1.0	0.7	▲ 0.6	▲ 0.3	1.8	1.7	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3
英国	0.5	0.5	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.6	0.6	0.5	▲ 0.1	▲ 0.1	2.0	1.6	1.5	▲ 0.5	▲ 0.1
先進国計	1.5	1.6	1.6	0.1	0.0	1.4	1.5	1.7	0.3	0.2	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.6	0.4	0.2	4.8	5.2	5.2	0.4	0.0	4.9	4.8	4.9	0.0	0.1
中国	5.0	5.2	5.2	0.2	0.0	4.2	4.6	4.6	0.4	0.0	4.1	4.1	4.1	0.0	0.0
インド	6.3	6.7	7.8	1.5	1.1	6.3	6.5	6.8	0.5	0.3	6.3	6.5	6.5	0.2	0.0
新興国・ 途上国計	4.0	4.1	4.3	0.3	0.2	4.0	4.1	4.2	0.2	0.1	4.1	4.2	4.2	0.1	0.0
世界計	3.0	3.1	3.2	0.2	0.1	2.9	3.1	3.2	0.3	0.1	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2024.4)
(World Economic Outlook, April 2024: Steady but Slow: Resilience amid Divergence (imf.org)
<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2024/04/16/world-economic-outlook-april-2024>)

参考指標 2：途上国の貧困削減状況

1 日2.15ドル未満で生活している人口（％）

	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
東アジア・大洋州	1.6	1.2	1.3	1.2	1
欧州・中央アジア	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
中南米	4.2	4.2	3.8	4.5	3.5
中東・北アフリカ	4.7	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	10.1	10.6	13	11.5	9.7
サブサハラ・アフリカ	36.9	36.7	N. A.	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行
Poverty headcount ratio at \$2.15 a day (2017 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)
<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>
(注 1) 世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。
(注 2) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2 年度	3個人	3個人
3 年度	6個人・団体	12個人・団体
4 年度	1個人	0個人・団体
5 年度	29個人・団体	2個人・団体
小 計	858個人・団体	314個人・団体
累 計	544個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調
(注) 令和 5 年 1 月 27 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した 1 団体については、同委員会のプレスリリースから 24 時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標 4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

	令和元年末	2 年末	3 年末	4 年末	5 年末
金 額	34, 330	40, 188	40, 692	46, 233	50, 518

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
金 額	14, 416	14, 452	11, 682	22, 626	21, 117
件 数	40	41	30	45	43

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注) 数字は交換公文ベース (ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度における DAC 指定の為替レートを使用して円建てで換算。)(債務救済を含まない。)

参考指標 6：国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	127	15, 932	190	22, 596	195	19, 411	131	21, 966	127	17, 203
輸出金融	18	1, 890	2	10	3	608	15	429	10	553
輸入金融	-	-	1	506	1	2, 390	2	2, 300	3	2, 108
投資金融	107	13, 821	181	20, 241	185	15, 934	104	18, 474	102	13, 622
事業開発等金融等	2	220	6	1, 838	6	478	10	762	12	919
保 証	9	758	14	3, 246	9	891	12	952	25	2, 303
出 資	3	96	3	150	5	352	3	233	3	872
合 計	139	16, 787	207	25, 993	209	20, 655	146	23, 152	155	20, 379

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アジア	7,811	3,858	1,857	6,007	4,750
(東南アジア)	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027	2,198
大洋州	25	681	662	70	1,549
ヨーロッパ	4,031	5,400	5,674	4,299	4,845
中 東	764	2,081	2,804	1,918	358
アフリカ	53	3,883	-	796	22
北 米	1,309	4,475	7,958	4,613	1,484
中南米	1,870	2,319	643	2,116	4,159
国際機関等	110	47	-	0	75
その他	53	-	163	2,379	828
合 計	16,028	22,747	19,764	22,200	18,075

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アジア	117	1,044	6	375	927
(東南アジア)	(117)	(9)	6	203	11
大洋州	-	-	-	67	-
ヨーロッパ	120	1,110	262	265	930
中 東	-	71	377	127	239
北 米	416	884	244	117	22
中南米	-	89	-	-	112
国際機関等	105	45	-	-	-
合 計	758	3,246	891	952	71

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。	達成度
		(目標の設定の根拠) 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	

実績及び目標の達成度の判定理由

多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和6年2月に開催された第13回WTO閣僚会議では、WTO改革については特に紛争解決制度に関し、令和6年までにすべての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する制度の実現のために議論を加速させることに一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課モラトリウムについては令和8年にカメルーンで開催予定の第14回WTO閣僚会議まで延長することが決定されるなど、様々な成果が得られました。また、電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が続いているところ、財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、こうした議論に参画・貢献しました。

経済連携の推進に関して、平成30年12月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPA、令和4年1月にRCEP協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスにおいて、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。また、日・インドネシアEPA（用語集参照）については、平成27年5月に協定の改正交渉を開始し、令和5年12月に改定議定書の大筋合意に至りました。さらに、令和6年3月には、我が国とバングラデシュとの間でEPA締結のための交渉を開始することを決定しました。そのほか、平成21年以降交渉が中断しているGCC（湾岸協力理事会：用語集参照）との間では、令和5年7月に、令和6年中の交渉再開とそれに向けた事前協議の開始に合意しました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しました。

こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。

さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。

上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融资、JBICの出融資等を通じて引き続き推進していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」の当てはめ作業等の議論に取り組んでまいります。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）
--------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	I M Fによる世界経済見通しの推移（令和6年4月）
-----------------------------------	----------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 A S E A N + 3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJ I C Aの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C Aの円借款や海外投融資、J B I Cの出融資等を通じて引き続き推進しました。特に、J B I Cを通じた支援については、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 M D B sに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をM D B sの政策に反映させました。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標の当てはめの作業等に取り組みました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T Oを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的取り組みました。
------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和6年6月
-------	---	----------	--------